

平成 31 年度

# 監 査 計 画

備 前 市 監 査 委 員

## 目 次

I	本市を取り巻く状況と監査	1
II	実施方針	1
III	年間監査計画	3
1	実施予定の監査等の種類及び対象	3
2	監査等の対象別実施予定時期	6
3	監査等の実施体制	6

備前市監査基準（平成28年監査委員訓令第4号）第13条第2項に基づき、本年度の監査等を効果的、効率的に実施することができるように、次のとおり監査計画を定める。

## I 本市をとりまく状況と監査

近年、各地で人口減少が問題化している中、本市においても人口減少対策が喫緊の課題となっており、その対策が急がれている。

一方、本市の財政状況をみると、一部の企業業績の持ち直しが見られるものの、税収の確保は楽観視できる状況ではなく、また、普通交付税の算定替えによる優遇分も9割減となるなど、一般財源が必要額に対し大幅に不足する状況となっている。また、29年度決算における財政の弾力性の指標である経常収支比率については、前年度と比較して0.2ポイント増の94.9%と高位で推移しており、財政の弾力性が失われつつあり、健全財政を維持していくことが困難となっている。

このような状況の中、地方自治法の改正に伴い、監査基準の策定・公表、勧告制度の創設など、監査制度を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、監査機能の充実強化が図られることとなっている。

これらを踏まえ、監査委員は、経済性、効率性、有効性の観点に基づく監査を行い、社会動向や市民のニーズに応える監査の実施に努めていくこととする。

## II 実施方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、公正で合理的かつ効率的な市の行財政運営確保のため、備前市監査基準にのっとり、違法又は不当の指摘にとどまらず、是正、検討、改善を求めることにも重点をおいて監査を実施することを目指す。

### (1) 市民視点の監査

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合规性の観点はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性、有効性の観点を重視して、市民の視点に立った監査を実施する。

### (2) 効果的・効率的な監査（リスク・アプローチによる監査等の強化）

監査計画に基づき、実地監査を基本とした効果的、効率的な監査を実施する。

そのために、監査対象の選定に当たっては、組織の内部統制体制の整備状況に留意し、業務のリスクと結果の重要性に応じた優先順位付けを行うこととし、具体的には次のとおりとする。

## ア 定期監査

監査対象		実施サイクル
本庁	全部課	おおむね1～3年に1回
出先機関	支所、出張所	おおむね2～3年に1回
	水道、下水道、病院	毎年
	学校、保育園、幼稚園、こども園	おおむね2～3年に1回
	その他の施設	おおむね3～5年に1回

## イ 財政援助団体等監査

監査対象	区分	実施サイクル
補助金等交付団体	補助金等300万円以上	おおむね3～5年に1回
	補助金等300万円未満	必要に応じて
出資団体		おおむね3～5年に1回
指定管理者	指定管理料300万円以上	おおむね3～5年に1回
	指定管理料300万円未満	必要に応じて

### (3) 内部統制機能の確立に資する監査

全国的に地方自治体の業務が多様化・複雑化する中、本市においても職員の業務量が増大し、事務処理におけるミスの増加や停滞が危惧されている。そのため、事務処理上の誤謬や不正の指摘にとどまらず、定められた事務処理のルール等を遵守する体制となっているかなど、未然防止のための指導や助言に重点を置き、各部署における内部統制機能<sup>(注)</sup>の確立に資する監査を実施する。

(注) 内部統制とは、基本的に、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセス

### (4) 社会情勢に着眼点を置いた監査

報道等により注目を集めた事件や事案に関連する市の業務を積極的に調査対象とするほか、新たな判例や先進自治体の事例を収集するなど、社会情勢に着眼した監査を実施する。

### (5) 行政改革に寄与する監査

行政運営に対する指導を念頭に、不当事項等の防止、事務事業の改善を図る監査を実施する。また、監査の結果、指摘した事項について、事務事業の改善に資することになるよう、過年度の指摘等に基づく措置状況について検証を行い、改善が認められない場合には再度の指摘等を行って、監査の実効性を確保する。

(6) 市民に開かれた監査

監査結果等の情報を市民に分かりやすく提供し、透明性の高い、開かれた監査を推進する。

### Ⅲ 年間監査計画

#### 1 実施予定の監査等の種類及び対象

(1) 決算審査及び基金運用状況審査

ア 一般会計・特別会計決算審査(地方自治法第233条第2項)

一般会計、各特別会計の決算を対象として、決算計数の正確性を審査するとともに、予算が適正かつ効率的に執行されているか否かにも着眼して審査する。

イ 企業会計決算審査(地方公営企業法第30条第2項)

病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計の決算を対象として、決算計数の正確性を審査するとともに、経営成績及び財政状態について審査する。また、経営の基本原則に基づいて、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかにも着眼して審査する。

ウ 基金運用状況審査(地方自治法第241条第5項)

基金の運用状況を対象として、書類の計数の正確性を審査するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかどうかにも着眼して審査する。

(2) 財政健全化及び経営健全化審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの健全化判断比率及び公営企業に関する「資金不足比率」について、数値が基準に照らして適正かどうかに着眼して審査する。

(3) 例月現金出納検査(地方自治法第235条の2第1項)

各会計の現金の残高及び毎月の収支状況を対象として、その計数について正確性を検証し、かつ、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として、毎月25日前後に検査する。また、決算審査、定期監査等と関連して、歳出に関する伝票について抽出して検査を行う。

(4) 定期監査(地方自治法第199条第4項)

市における事務・事業の全般を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から監査を実施し、市の事務・事業の問題点やその原因を指摘し、または、是正、検討、改善を求める。

31年度においては、次の部課等を監査の対象とする。ただし対象以外の部課等についても、過年度の指摘事項の対応状況の把握を行う。

No.	部課等名	No.	部課等名
1	秘書広報課	17	教育振興課
2	企画課	18	幼児教育課
3	財政課	19	伊部認定こども園
4	施設建設・再編課	20	香登認定こども園
5	税務課	21	西鶴山保育園
6	社会福祉課	22	西鶴山小学校
7	子育て支援課	23	香登小学校
8	農政水産課	24	伊部小学校
9	産業観光課	25	片上小学校
10	水道課(水道・飲料水)	26	備前中学校
11	下水道課(下水道・浄化槽)	27	片上高等学校
12	日生総合支所	28	西鶴山共同調理場
13	神根・三国地区活性化センター	29	歴史民俗資料館
14	備前病院	30	備前焼ミュージアム
15	日生病院	31	選挙管理委員会事務局
16	吉永病院		

なお、工事については、契約を締結した中から選定し、契約事務等を監査するとともに、設計、施工等については、必要があると認められるときには、技術調査業務委託により監査を実施する。監査の対象とする工事については、工事種別、用途、構造、契約金額および内容等を勘案して決定する。

(5) 随時監査(地方自治法第199条第5項)

(4)に掲げる監査のほか、必要があると認められるときには、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての監査を実施する。

(6) 財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)

市が財政的援助を与えている団体、出資団体及び公の施設の管理を行わせているものを対象として、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、所管部署の役割として、財政援助団体等への指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として実施する。

ア 補助金等交付団体

市が補助金等を交付している団体が、補助等の対象となっている事業を目的に沿って適正に行っているか監査する。

イ 出資団体

市が出資や出捐を行っている団体が、その事業を出資や出捐の目的に沿って適切に運営しているか検証する。

ウ 指定管理者

指定管理者が、公の施設の管理に係る業務を目的に沿って適正に行っているか検証する。

31年度においては、次の出資団体、指定管理者を監査の対象とする。

なお、補助金等交付団体については、定期監査の結果を踏まえること、定期監査と併せて実施することなどして、監査の対象を決定する。ただし対象以外の財政援助団体等についても、過年度の指摘事項、意見(要望事項)の対応状況の把握を行う。

出資団体、指定管理者名（指定管理施設名）
一般財団法人備前市施設管理公社（リフレセンターびぜん、備前勤労者センター）

(7) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

市の特定の事務や事業を対象として、有効性、効率性、経済性の観点から、監査を実施し、問題状況やその原因を指摘して、改善を求める。

(8) その他の監査

監査の実施事由に応じて、その都度決定する。

## 2 監査等の対象別実施予定時期

監査等の対象別の実施予定時期は、次の表のとおりとする。詳細な実施時期については、被監査部局等と調整して決定する。

表 監査等の対象別実施予定時期

	監 査	審 査	検 査
	<b>監 査 計 画 策 定</b>		
4月	行政監査		毎月25日前後に実施 例月現金出納検査 (基金・有価証券・出資金等)
5月	定期監査	公営企業会計 決算審査	"
6月		一般・特別会計 決算審査	"
7月	定期監査等結果措置状況照会	財政健全化及び 経営健全化審査	"
8月		~決算審査 意見書提出~ ~財政健全化判断比率等 審査意見書提出~	"
9月			"
10月	財政援助団体等監査		"
11月			"
12月			"
1月			"
2月	定期監査等結果措置状況公表 ~監査結果の報告及び公表~		"
3月			"

## 3 監査等の実施体制

監査委員(識見監査委員、議会選出監査委員)の指揮命令のもと、備前市瀬戸内市監査委員事務局(局長1名、書記4名)の全職員、若しくは一部の職員が監査の種類及び対象等を勘案し監査等に当たるものとする。